

# 四半期報告書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

(第22期第1四半期)

自 平成21年3月1日

至 平成21年5月31日

らでいっしゅぼーや株式会社

(E22041)

第22期第1四半期（自平成21年3月1日 至平成21年5月31日）

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

らでいっしゅぼーや株式会社

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	6
第3 【設備の状況】 .....	8
第4 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【株価の推移】 .....	23
3 【役員の状況】 .....	23
第5 【経理の状況】 .....	24
1 【四半期財務諸表】 .....	25
2 【その他】 .....	34
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	35

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年7月14日

【四半期会計期間】 第22期第1四半期(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

【会社名】 らでいっしゅぼーや株式会社

【英訳名】 Radishbo-ya Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 緒方大助

【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園三丁目1番13号

【電話番号】 (03)5777-8640(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長兼経営企画部長 秋田二郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝公園三丁目1番13号

【電話番号】 (03)5777-8640(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長兼経営企画部長 秋田二郎

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第22期 第1四半期 累計(会計)期間	第21期
会計期間	自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日	自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日
売上高 (千円)	5,516,168	22,870,613
経常利益 (千円)	111,393	777,466
四半期(当期)純利益 (千円)	43,110	358,985
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	855,705	855,705
発行済株式総数 (株)	6,895,817	6,895,817
純資産額 (千円)	3,631,397	3,636,558
総資産額 (千円)	8,983,811	8,833,358
1株当たり純資産額 (円)	526.61	527.36
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	6.25	64.98
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	64.97
1株当たり配当額 (円)	—	7.00
自己資本比率 (%)	40.4	41.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	498,367	362,385
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△71,128	△316,264
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△33,046	401,007
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	1,903,817	1,509,624
従業員数 (人)	236	237

- (注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の重要性が乏しいため記載しておりません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 5 第21期の1株当たり配当額7円には、上場記念配当2円を含んでおります。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

新たに関係会社となった会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(関連会社) らでいっしゅファーム 和郷株式会社	千葉県香取市	3	農業の経営	10.0 [40.0]	当社商品の仕入先

(注) 1 議決権の所有割合の [ ] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

2 利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、持分法損益等の注記の記載を省略しております。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年5月31日現在

従業員数(人)	236 (130)
---------	-----------

(注) 1 従業員数は、当社から他社等への出向者を除いた就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社は、最終消費者へ直接販売する小売業を営んでおりますので、生産実績は記載しておりませんが、当第1四半期会計期間における仕入実績を、品目分類別に示すと次のとおりであります。

なお、下記「(3) 販売実績」には、企画分類別の記載がありますが、当分類は販売に関する分類であるため、仕入実績としては記載しておりません。

#### 品目分類別仕入状況

分類	当第1四半期会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)	
	仕入高(千円)	構成比(%)
農産品	1,548,050	43.6
畜産品	444,067	12.5
水産品	230,150	6.5
加工食品	963,403	27.1
食品計	3,185,672	89.7
日用品等	365,530	10.3
非食品計	365,530	10.3
その他計	1,318	0.0
合計	3,552,521	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当社は、最終消費者へ直接販売する小売業を営んでおりますので、受注実績は記載しておりません。

(3) 販売実績

当社の当第1四半期会計期間における販売実績を、企画分類別、品目分類別に示すと次のとおりであります。

(a) 企画分類別売上状況

分類	当第1四半期会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)	
	売上高(千円)	構成比(%)
定期品	1,990,754	36.1
注文品	3,449,943	62.5
その他	75,469	1.4
合計	5,516,168	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(b) 品目分類別売上状況

分類	当第1四半期会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)	
	売上高(千円)	構成比(%)
農産品	2,666,892	48.3
畜産品	469,833	8.5
水産品	342,050	6.2
加工食品	1,445,333	26.2
食品計	4,924,110	89.2
日用品等	523,097	9.5
非食品計	523,097	9.5
その他計	68,959	1.3
合計	5,516,168	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、米国に端を發した金融不安の拡大による世界経済の先行き不透明感などから、輸出の低迷による企業収益の低下、設備投資抑制、雇用環境悪化による個人所得低迷などにより、景気後退局面は依然として続いています。

食品業界におきましても、原材料や原油高騰によるコスト増加圧力はやや落ち着いたものの、消費者の生活防衛意識や低価格志向の高まりなど、今まで以上に厳しい経営環境で推移いたしました。

このような経営環境のもと、当社におきましては、キャンペーンによる新規会員獲得に加えて、配送料の値下げによる登録会員の注文率向上などによる売上高の獲得を行い、一方では、農産品を中心とした売上原価率の低減や新基幹システム導入による業務効率化、適正コスト見直しによる販売費及び一般管理費の抑制に努めてまいりました。また、新たな取り組みとして、4月に千葉県香取市に農業生産法人（らでいっしゅファーム和郷株式会社）を共同で設立するなど、積極的な事業展開を行ってまいりました。

この結果、当第1四半期会計期間の売上高は5,516百万円となりました。損益面では、農産品の安定した収穫及び仕入数量の確保ができたことによる売上原価率低減効果によって、売上総利益は2,040百万円、広告宣伝費や販売促進費などの販売費を中心に適正コストの見直しを行ったため、営業利益は102百万円、経常利益は111百万円、四半期純利益は43百万円となりました。

企画分類別売上高につきましては、次のとおりであります。

#### ① 定期品

定期品は、会員獲得キャンペーンによる新規会員の獲得を行ったため、売上高は1,990百万円となりました。

#### ② 注文品

注文品は、4月からの配送料値下げ効果による注文率の上昇や、季節商品、セール販売やまとめ買いの同梱チラシによる販売促進活動などにより、売上高は3,449百万円となりました。

#### ③ その他

その他は、一般企業向け卸売が増加したことや、登録会員からの入会費及び年会費の収入が増加したことなどにより、売上高は75百万円となりました。

品目分類別売上高につきましては、次のとおりであります。

#### ① 食品

食品は、販売促進活動による米類の受注が増加したことや、根菜類などの受注が好調を維持したことなどにより、売上高は4,924百万円となりました。

#### ② 非食品

非食品は、衣料品などの受注が増加したことなどにより、売上高は523百万円となりました。

#### ③ その他

その他は、登録会員からの入会費及び年会費の収入が増加したことなどにより、売上高は68百万円となりました。

## (2) 財政状態の分析

### (流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産の残高は4,799百万円となり、前事業年度末残高4,590百万円と比較して209百万円増加いたしました。これは、売掛金が294百万円減少したものの、現金及び預金が394百万円増加したことなどによるものであります。

### (固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産の残高は4,184百万円となり、前事業年度末残高4,242百万円と比較して58百万円減少いたしました。これは、基幹システム導入によるソフトウェア償却費、のれん償却額の計上に伴い、無形固定資産が減少したことなどによるものであります。

### (流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債の残高は3,381百万円となり、前事業年度末残高3,235百万円と比較して146百万円増加いたしました。これは、未払法人税等が182百万円減少したものの、買掛金が273百万円増加、賞与引当金が43百万円増加したことなどによるものであります。

### (固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債の残高は1,970百万円となり、前事業年度末残高1,961百万円と比較して9百万円増加いたしました。これは、リース債務が増加したことなどによるものであります。

### (純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は3,631百万円となり、前事業年度末残高3,636百万円と比較して5百万円減少いたしました。これは、四半期純利益43百万円を計上したものの、剰余金の配当により48百万円減少したことなどによるものであります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前事業年度末と比較して394百万円増加し1,903百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は498百万円となりました。これは、たな卸資産の増加額68百万円などの資金減少要因があったものの、税引前四半期純利益108百万円、売上債権の減少額294百万円、仕入債務の増加額273百万円などの資金増加要因があったことによるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は71百万円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出8百万円、無形固定資産の取得による支出68百万円などの資金減少要因によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は33百万円となりました。これは、配当金の支払額32百万円などの資金減少要因によるものであります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年7月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,895,817	6,895,817	ジャスダック証券取引所	単元株式数100株
計	6,895,817	6,895,817	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成15年4月30日臨時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	800 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80,000 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520 (注) 4
新株予約権の行使期間	平成17年5月1日から平成22年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 (注) 4 資本組入額 260
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失したものの個数及び株式数を減じております。

2 平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、平成19年9月1日付で新株予約権1個につき目的となる株式数は、85株から100株に増加しております。

3 平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、平成19年9月1日付で普通株式1株を1.17648株の割合で分割しております。

4 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行を行う場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、平成18年9月1日付でらでいっしゅぼ一や株式会社（旧らでいっしゅぼ一や株式会社）を吸収合併しているため、発行価格は612円に調整し、さらに平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、発行価格は520円に調整しております。

5 新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

## 6 組織再編成行為時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）をする場合には、組織再編成行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に合致する再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

### ii 交付する新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

### iii 交付する新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

### iv 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

当初の新株予約権の行使時の払込金額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

### v 交付する新株予約権の行使期間

当初の新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初の新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。

### vi 交付する新株予約権の行使の条件

(注)5に準じて決定する。

### vii 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

### viii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ix 交付する新株予約権の取得

(注)7に準じて決定する。

## 7 新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、新株予約権者またはその相続人が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権者があるその在籍する当社の就業規則に定める懲戒の事由に該当した場合、その新株予約権を無償で取得することができる。

② 第2回新株予約権（平成17年7月25日臨時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	450 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,000 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	677 (注) 4
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 677 (注) 4 資本組入額 339
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失したものの個数及び株式数を減じております。
- 2 平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、平成19年9月1日付で新株予約権1個につき目的となる株式数は、85株から100株に増加しております。
- 3 平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、平成19年9月1日付で普通株式1株を1.17648株の割合で分割しております。
- 4 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行を行う場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、平成18年9月1日付でらでいっしゅぼ一や株式会社（旧らでいっしゅぼ一や株式会社）を吸収合併しているため、発行価格は796円に調整し、さらに平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、発行価格は677円に調整しております。

- 5 新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

## 6 組織再編成行為時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）をする場合には、組織再編成行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に合致する再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

### ii 交付する新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

### iii 交付する新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

### iv 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

当初の新株予約権の行使時の払込金額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

### v 交付する新株予約権の行使期間

当初の新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初の新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。

### vi 交付する新株予約権の行使の条件

(注)5に準じて決定する。

### vii 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

### viii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ix 交付する新株予約権の取得

(注)7に準じて決定する。

## 7 新株予約権の取得条項

(1) 当社は、新株予約権者またはその相続人が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、その新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社は、新株予約権者があるその在籍する当社の就業規則に定める懲戒の事由に該当した場合、その新株予約権を無償で取得することができる。

③ 第3回新株予約権（平成17年7月25日臨時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	20 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	677 (注) 4
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 677 (注) 4 資本組入額 339
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失したものの個数及び株式数を減じております。

- 平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、平成19年9月1日付で新株予約権1個につき目的となる株式数は、85株から100株に増加しております。
- 平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、平成19年9月1日付で普通株式1株を1.17648株の割合で分割しております。
- 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行を行う場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、平成18年9月1日付でらでいっしゅぼ一や株式会社（旧らでいっしゅぼ一や株式会社）を吸収合併しているため、発行価格は796円に調整し、さらに平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、発行価格は677円に調整しております。

- 新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

## 6 組織再編成行為時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）をする場合には、組織再編成行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に合致する再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

### ii 交付する新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

### iii 交付する新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

### iv 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

当初の新株予約権の行使時の払込金額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

### v 交付する新株予約権の行使期間

当初の新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初の新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。

### vi 交付する新株予約権の行使の条件

(注)5に準じて決定する。

### vii 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

### viii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ix 交付する新株予約権の取得

(注)7に準じて決定する。

## 7 新株予約権の取得条項

(1) 当社は、新株予約権者またはその相続人が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、その新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社は、新株予約権者があるその在籍する当社の就業規則に定める懲戒の事由に該当した場合、その新株予約権を無償で取得することができる。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第4回新株予約権（平成19年2月16日臨時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,560 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	156,000 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	850 (注) 4
新株予約権の行使期間	平成21年3月1日から平成29年2月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 850 (注) 4 資本組入額 425
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 7

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失したものの個数及び株式数を減じております。

2 平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、平成19年9月1日付で新株予約権1個につき目的となる株式数は、85株から100株に増加しております。

3 平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、平成19年9月1日付で普通株式1株を1.17648株の割合で分割しております。

4 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行を行う場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、発行価格は850円に調整しております。

5 新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

## 6 組織再編成行為時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）をする場合には、組織再編成行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に合致する再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

### ii 交付する新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

### iii 交付する新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

### iv 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

当初の新株予約権の行使時の払込金額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

### v 交付する新株予約権の行使期間

当初の新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初の新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。

### vi 交付する新株予約権の行使の条件

(注)5に準じて決定する。

### vii 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

### viii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ix 交付する新株予約権の取得

(注)7に準じて決定する。

## 7 新株予約権の取得条項

(1) 当社は、新株予約権者またはその相続人が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、その新株予約権者が有する新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社は、新株予約権者がその在籍する当社の就業規則に定める懲戒の事由に該当した場合、その新株予約権を無償で取得することができる。

② 第5回新株予約権（平成19年2月16日臨時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,480 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	148,000 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	850 (注) 4
新株予約権の行使期間	平成21年3月1日から平成29年2月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 850 (注) 4 資本組入額 425
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 7

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失したものの個数及び株式数を減じております。

2 平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、平成19年9月1日付で新株予約権1個につき目的となる株式数は、85株から100株に増加しております。

3 平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、平成19年9月1日付で普通株式1株を1.17648株の割合で分割しております。

4 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行を行う場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、発行価格は850円に調整しております。

5 新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

## 6 組織再編成行為時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）をする場合には、組織再編成行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に合致する再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

### ii 交付する新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

### iii 交付する新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

### iv 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

当初の新株予約権の行使時の払込金額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

### v 交付する新株予約権の行使期間

当初の新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初の新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。

### vi 交付する新株予約権の行使の条件

(注)5に準じて決定する。

### vii 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

### viii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ix 交付する新株予約権の取得

(注)7に準じて決定する。

## 7 新株予約権の取得条項

(1) 当社は、新株予約権者またはその相続人が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、その新株予約権者が有する新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社は、新株予約権者がその在籍する当社の就業規則に定める懲戒の事由に該当した場合、その新株予約権を無償で取得することができる。

③ 第6回新株予約権（平成19年2月16日臨時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	270 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	850 (注) 4
新株予約権の行使期間	平成21年3月1日から平成29年2月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 850 (注) 4 資本組入額 425
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 7

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失したものの個数及び株式数を減じております。

2 平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、平成19年9月1日付で新株予約権1個につき目的となる株式数は、85株から100株に増加しております。

3 平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、平成19年9月1日付で普通株式1株を1.17648株の割合で分割しております。

4 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行を行う場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、平成19年7月19日開催の取締役会における株式分割決議に基づき、発行価格は850円に調整しております。

5 新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

## 6 組織再編成行為時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）をする場合には、組織再編成行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に合致する再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### i 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

### ii 交付する新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

### iii 交付する新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

### iv 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

当初の新株予約権の行使時の払込金額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

### v 交付する新株予約権の行使期間

当初の新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初の新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。

### vi 交付する新株予約権の行使の条件

(注) 5 に準じて決定する。

### vii 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」 に準じて決定する。

### viii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### ix 交付する新株予約権の取得

(注) 7 に準じて決定する。

## 7 新株予約権の取得条項

(1) 当社は、新株予約権者またはその相続人が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、その新株予約権者が有する新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社は、新株予約権者がその在籍する当社の就業規則に定める懲戒の事由に該当した場合、その新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年3月1日～ 平成21年5月31日～	—	6,895,817	—	855,705	—	2,268,291

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,895,100	68,951	株主としての権利内容に何ら制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 717	—	—
発行済株式総数	6,895,817	—	—
総株主の議決権	—	68,951	—

② 【自己株式等】

平成21年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年3月	4月	5月
最高(円)	514	544	567
最低(円)	427	466	490

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期累計期間(平成21年3月1日から平成21年5月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第6条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期財務諸表等規則を早期に適用しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期 会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	※2 1,903,817	※2 1,509,624
売掛金	※2 2,277,519	※2 2,571,776
商品及び製品	404,600	338,188
原材料及び貯蔵品	17,917	15,712
その他	399,908	346,205
貸倒引当金	△204,154	△190,924
流動資産合計	4,799,609	4,590,583
固定資産		
有形固定資産	※1 416,914	※1 411,205
無形固定資産		
のれん	3,046,221	3,091,687
その他	※2 385,005	※2 400,448
無形固定資産合計	3,431,226	3,492,135
投資その他の資産		
その他	385,569	388,948
貸倒引当金	△49,509	△49,514
投資その他の資産合計	336,060	339,434
固定資産合計	4,184,201	4,242,775
資産合計	8,983,811	8,833,358
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,875,303	1,601,437
1年内返済予定の長期借入金	※2, ※3 430,000	※2, ※3 430,000
未払法人税等	75,039	257,932
賞与引当金	124,042	80,699
役員賞与引当金	2,420	8,711
販売促進引当金	4,071	1,322
その他	871,001	855,351
流動負債合計	3,381,879	3,235,454
固定負債		
長期借入金	※2, ※3 1,710,000	※2, ※3 1,710,000
退職給付引当金	203,906	200,666
役員退職慰労引当金	38,410	40,300
その他	18,218	10,379
固定負債合計	1,970,534	1,961,346
負債合計	5,352,413	5,196,800

(単位：千円)

	当第1四半期 会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	855,705	855,705
資本剰余金	2,268,291	2,268,291
利益剰余金	507,400	512,561
株主資本合計	3,631,397	3,636,558
純資産合計	3,631,397	3,636,558
負債純資産合計	8,983,811	8,833,358

(2) 【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
売上高	5,516,168
売上原価	3,475,601
売上総利益	2,040,566
販売費及び一般管理費	* 1,937,925
営業利益	102,641
営業外収益	
受取手数料	6,196
その他	10,548
営業外収益合計	16,744
営業外費用	
支払利息	7,492
その他	500
営業外費用合計	7,992
経常利益	111,393
特別損失	
固定資産除却損	586
減損損失	2,335
特別損失合計	2,921
税引前四半期純利益	108,472
法人税、住民税及び事業税	69,447
法人税等調整額	△4,085
法人税等合計	65,361
四半期純利益	43,110

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純利益	108,472
減価償却費	17,305
ソフトウェア償却費	21,052
のれん償却額	45,465
減損損失	2,335
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	13,225
販売促進引当金の増減額 (△は減少)	2,748
賞与引当金の増減額 (△は減少)	43,343
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6,291
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	3,239
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△1,890
受取利息	△116
支払利息	7,492
固定資産除却損	586
売上債権の増減額 (△は増加)	294,256
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△68,616
仕入債務の増減額 (△は減少)	273,866
その他	△3,014
小計	753,459
利息及び配当金の受取額	116
利息の支払額	△7,492
法人税等の支払額	△247,716
営業活動によるキャッシュ・フロー	498,367
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△8,485
無形固定資産の取得による支出	△68,305
貸付金の回収による収入	1,480
関係会社株式の取得による支出	△1,430
差入保証金の差入による支出	△422
差入保証金の回収による収入	6,033
投資活動によるキャッシュ・フロー	△71,128
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
リース債務の返済による支出	△684
配当金の支払額	△32,362
財務活動によるキャッシュ・フロー	△33,046
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	394,192
現金及び現金同等物の期首残高	1,509,624
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 1,903,817

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
<p>1 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 当事業年度の第1四半期会計期間から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 なお、この変更により損益に与える影響はありません。</p> <p>2 リース取引に関する会計基準等の適用 当事業年度の第1四半期会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。 また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期会計期間のリース資産が有形固定資産に5,980千円計上されており、またこれによる損益への影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
<p>(有形固定資産の耐用年数の変更) 当社の機械及び装置については、従来、耐用年数を6年～13年としておりましたが、法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、当第1四半期会計期間より8年～15年に変更しております。 これによる損益への影響は軽微であります。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末 (平成21年2月28日)																												
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 717,827千円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">1,549,038千円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">2,277,519千円</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td style="text-align: right;">4,779千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,831,338千円</td> </tr> </table> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,710,000千円</td> </tr> <tr> <td>1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">430,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,140,000千円</td> </tr> </table> <p>※3 財務制限条項等 当社の株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケートローン契約（契約日平成19年2月23日、借入金残高2,140,000千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。</p> <p>①各年度の決算期（中間決算期を含む。）の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、二期連続して1,700,000千円未満としない。</p> <p>②各年度の決算期（中間決算期を含む。）の末日における単体の損益計算書の営業損益を二期連続で損失としない。</p> <p>③各年度の決算期（中間決算期を含む。）の末日における単体の貸借対照表及び損益計算書に基づき算定されるレバレッジレシオを、二期連続して定められた水準超としない。</p>	現金及び預金	1,549,038千円	売掛金	2,277,519千円	商標権	4,779千円	合計	3,831,338千円	長期借入金	1,710,000千円	1年内返済予定の長期借入金	430,000千円	合計	2,140,000千円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 705,794千円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">374,383千円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">2,571,776千円</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td style="text-align: right;">4,936千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,951,096千円</td> </tr> </table> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,710,000千円</td> </tr> <tr> <td>1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">430,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,140,000千円</td> </tr> </table> <p>※3 財務制限条項等 同左</p>	現金及び預金	374,383千円	売掛金	2,571,776千円	商標権	4,936千円	合計	2,951,096千円	長期借入金	1,710,000千円	1年内返済予定の長期借入金	430,000千円	合計	2,140,000千円
現金及び預金	1,549,038千円																												
売掛金	2,277,519千円																												
商標権	4,779千円																												
合計	3,831,338千円																												
長期借入金	1,710,000千円																												
1年内返済予定の長期借入金	430,000千円																												
合計	2,140,000千円																												
現金及び預金	374,383千円																												
売掛金	2,571,776千円																												
商標権	4,936千円																												
合計	2,951,096千円																												
長期借入金	1,710,000千円																												
1年内返済予定の長期借入金	430,000千円																												
合計	2,140,000千円																												

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

当第1四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
荷造運搬費	422,097千円
販売促進引当金繰入額	4,071千円
貸倒引当金繰入額	28,808千円
賞与引当金繰入額	43,343千円
役員賞与引当金繰入額	2,420千円
退職給付費用	5,850千円
役員退職慰労引当金繰入額	4,210千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年5月31日現在)	
現金及び預金	<u>1,903,817千円</u>
現金及び現金同等物	<u>1,903,817千円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年5月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 会計期間末
普通株式(株)	6,895,817

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	48,270	7	平成21年2月28日	平成21年5月29日

(2) 基準日が当会計年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

記載すべき事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

記載すべき事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年5月31日)		前事業年度末 (平成21年2月28日)	
1株当たり純資産額	526.61円	1株当たり純資産額	527.36円

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期累計期間

当第1四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	6.25円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	当第1四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	43,110
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	43,110
普通株式の期中平均株式数(株)	6,895,817
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

記載すべき事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月7日

らでいっしゅぼーや株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 坂 泰 行 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 村 彌 角 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているらでいっしゅぼーや株式会社の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第22期事業年度の第1四半期累計期間(平成21年3月1日から平成21年5月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、らでいっしゅぼーや株式会社の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成21年7月14日
<b>【会社名】</b>	らでいっしゅぼーや株式会社
<b>【英訳名】</b>	Radishbo-ya Co.,Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 緒 方 大 助
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区芝公園三丁目1番13号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社ジャスダック証券取引所  (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長緒方大助は、当社の第22期第1四半期(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。